神奈川県石油コンビナート等防災計画に係る予防対策取組状況調査の

資料１－２

今後の方向性について

１　調査目的

「神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査」で想定した災害に対応するため、平成27年度に「神奈川県石油コンビナート等防災計画」を見直し、その翌年（平成28年度）から、見直した防災計画推進のため、特定事業所の予防対策に対する進捗の確認及び一部の調査結果の公表を実施した。

２　調査の意義について

調査結果から、特定事業所の対策状況を把握することで、課題となる予防対策が明確になり、事業所に対する有効な指導を実施することが出来る。

３　実際の調査状況と課題について

（１）調査項目

○　特定事業所に対策を推奨している項目は、県が独自に「神奈川県石油コンビ　ナート等防災計画」において、事業所に求めている事項である。

（２）課題

○　例年調査を実施しているが、大部分の事業者はほぼ回答が前年と同様であり、毎年の調査の中で対策の進捗があまり見られない。

○　アンケート調査自体が、事業者への過度な負担を生じさせている可能性がある。

４　調査概要

1. 令和２年度の調査方法

令和２年度の調査は、次に示す内容で従前の調査方法を踏襲する形で実施した。

○　７月から８月にかけて、対象事業所(78事業所)に**アンケート調査**を実施

○　さらに、10月から12月にかけて、次の項目について**追加調査（合同立入検査）**を実施

・特定、準特定危険物タンク(500～１万kℓ)への緊急遮断措置

・津波対策（危険物容器の流出防止対策）

（２）令和３年度以降のアンケート調査方法

令和３年度（以降）の調査に関しては、「３　実際の調査状況と課題について」に記載のとおり、当該調査がいくつか課題があるため、前年（令和２年度）の調査結果を踏まえ、今までの調査方法（内容、頻度）を抜本的に見直し、次に示す形で実施した。

**【毎年実施する項目】**

次の項目は、例年、一般県民への公表資料等に活用しているため、継続して毎年調査を実施。

・津波対策（高圧ガス容器の流出防止対策）

・事業所外への被害拡大防止対策

・防災訓練

・製品等の製造設備の対策（計器室の安全管理）

・保温材等設置配管の外面腐食対策

・機器・設備単位での対策実施状況（危険物タンク、プラント、緊急移送設備、消火用屋外給水施設）

【**令和３年度～６年度の間に実施する項目（【毎年実施する項目】を除く）】**

　上記以外の項目については、調査における課題を踏まえ、今年度（令和３年度）から次に示すような計画で調査を実施。

　※**【毎年実施する項目】**とこの【**令和３年度～６年度の間に実施する項目（【毎年実施する項目】を除く）】**に記載の項目で、以前より調査していた全てのアンケート調査項目を網羅している。

第一グループ（令和３年度及び５年度に実施）

・緊急移送設備の現況（フレアスタック、除外設備の耐震検証）

・応急復旧資機材（土嚢等）の準備

・緊急停止マニュアルの整備

第二グループ（令和４年度及び６年度に実施）

・海上入出荷施設(桟橋)の津波対策

・高圧ガス配管の耐震対策

・危険物屋外タンクの側板点検

・反応設備等を有するプラントの地震対策（計器室）

・消火用屋外給水施設の耐震対策及び液状化対策

【**令和７年度以降に実施を予定】**

令和２年度に**追加調査（合同立入検査）**を実施した項目は、全ての　事業所で、何らかの対策を講じていることが分かった。

基本的に「神奈川県石油コンビナート等防災計画」で求めているいくつかの対策は、設置にかなりの費用負担が生じることや、即座の対応が難しい状況であることを踏まえ、５年間の経過観察を行う。

・特定、準特定危険物タンク(500～１万kℓ)への緊急遮断措置

・津波対策（危険物容器の流出防止対策）

５　今後のアンケート調査及び追加調査（合同立入検査）の方向性（案）

　　（次年度の調査票は、参考資料３により実施予定。）

**（１）毎年実施する項目**

・今後もアンケート調査を継続する。

・全ての対象事業所で、ほぼ達成が見込まれた段階で調査の終了を検討する。

**（２）令和３年度～６年度の間に実施する項目（「(１)毎年実施する項目」を除く）**

・今後の４年間でアンケート調査及び追加調査（合同立入検査）を全ての項目で１回実施する。

・全ての事業所で何らかの対策の実施（有効な対策に限る。）が確認できた場合、「**（３）令和７年度以降に実施を予定**」に記載のとおり、５年後に改めて同様の調査を実施して、対策の更なる改善もしくは継続が確認され、防災分科会及び検討会で検討し、了承されれば調査を終了する。

・一方、一部の事業所で対策の実施が確認できない場合は、状況に応じて①、②いずれかの対応を検討する。

①　今後も継続してアンケート調査を毎年実施し、必要に応じて追加調査（合同立入検査）を行う。

②　対策の実施が確認できない項目を、個別の事業所に対して毎年確認する。

**（３）令和７年度以降に実施を予定**

・前回（令和２年度）追加調査（合同立入検査）を実施した項目は、基本的に全ての事業所で何らかの対策の実施が確認できた項目であることから、５年後の令和７年度に改めて同様の調査を実施し、結果を踏まえて調査終了を検討する。

・「**（２）令和３年度～６年度の間に実施する項目**」に記載のとおり、この中で調査した結果、すべての事業所で何らかの対策の実施が確認できた場合、改めて５年後（令和８年度～１１年度）に同様の調査を実施し、結果を踏まえて調査終了を検討する。